

介護保険料納付勧奨業務委託事業者 募集要領

令和 7 年 11 月 10 日

大 田 区

介護保険料納付勧奨業務委託事業者募集要領

1 業務名

介護保険料納付勧奨業務委託

2 委託内容

公権力の行使に当たる行為を除く以下の内容とする。

(1) 介護保険料の納付に係る電話及び訪問による納付勧奨業務

(2) その他、上記(1)に付随する業務

その他業務の詳細については「介護保険料納付勧奨業務委託仕様」を参考にしてください。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

土曜日、日曜日、年末年始(12月29日から1月3日まで)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日で、原則として一月のうち平日16日間を開設日とします。

なお、本業務は2回を限度に年度ごとに契約更新の可能性があります。ただし、当該年度予算の議決、前年度までの履行状況及び業務継続の決定等により契約を保証するものではありません。

4 履行場所

大田区指定場所(介護保険課)

(大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所3階)

5 従事時間

午前9時から午後5時まで(業務の休止時間1時間を含む)

この間に行う業務履行のために受託者が必要とする準備及び整理に要する時間並びに業務時間内の電話及び訪問用件が終了するまでの時間はこの限りではありません。

6 委託経費

参考として令和7年度契約金額を示します。

令和7年度契約金額 11,787,600円(税込)

7 業務受託者の選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式により選定します。

(2) 審査結果については令和8年1月9日(金)頃に提案者全員に文書で通知します。

なお審査結果についての異議申し立てには一切応じません。

- (3) 審査結果により総合点の最も高い者及び次点の者を選定します。
- (4) 審査結果は大田区契約担当課に本業務の委託について推薦する事業者を選定するものであり、契約決定は契約担当課において行います。なお、8に掲げる参加要件を喪失した場合は、次点の者と契約します。次点の者が参加要件を喪失した場合は契約しません。

8 参加要件

- (1) 対象業務における東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける大田区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 国又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 経営不振の状態（民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更生手続を行ったとき等。）にないこと。

9 質問及び回答

募集内容に関して、不明な項目がある場合は、質問票（第2号様式）により、対応願います。

- (1) 受付期間
令和7年11月10日（月）から令和7年11月17日（月）までとします。
- (2) 受付方法
受付は、電子メールのみとします。E-mail : kaigo@city.ota.tokyo.jp
電子メールの件名は「【●●社（会社名）】介護保険料納付勧奨業務委託に係る質問書の送付について」としてください。
- (3) 提出先
福祉部介護保険課資格・保険料・収納担当（本庁舎3階）
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、一括して電子メールで回答します。なお、提案内容に関わる質問については回答しません。

10 提出書類等

(1) 提出書類

	提出書類	提出部数
ア	参加希望申出書（第1号様式） ※注1 参照	1 部
イ	提案書（第3号様式） ※注1 参照	1 部
ウ	提案書（第3号様式の2） ※注2、3 参照	正本1部、副本10部
エ	会社概要（第4号様式）	1 部
オ	委託見積 ※注4 参照	1 部
カ	国税及び地方税の納税証明書	1 部
キ	決算諸表及び事業報告書 ※注5 参照	1 部

※注1 押印欄には社印、代表者印を押印してください。

※注2 別紙1「提案書記載項目について」に基づき、記載してください。

なお、この様式の各項目について記載されていれば、表記形式が一致しない提案書も可とします。

※注3 計11部を各々フラットファイル等に綴じこんで提出してください。

※注4 「委託見積」については、積算資料と併せて提出してください。

※注5 別紙1「提案書記載項目について」の1会社概要を参照

(2) 提出日等

ア 提出日

令和7年11月10日(月)午前9時から令和7年12月1日(月)午後5時まで

イ 副本

副本は、法人を特定できる情報（法人名・代表者名・会社ロゴ）を必ず消去してください。（写真等を添付する場合も同様）

ウ 提出方法

提出日の前営業日までに提出日時を相談の上、介護保険課資格・保険料・収納担当まで持参すること（受付時間は午前9時から午後5時まで）。

(3) 注意事項

ア 提案は、1社1案とします。

イ 書類提出後の内容変更、差替は不可とします。

ウ 書類提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（第5号様式）を提出すること。

11 第1次審査

提案者から提出された書類を受領後、資格審査及び財務状況、提案書の内容について第1次審査を行います。第1次審査の結果により、第1次審査通過者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(1) 第1次審査実施日

令和7年12月3日（水）から12月12日（金）

（2）審査結果

提案書提出者全員に令和7年12月15日（月）頃書面でお知らせします。

12 第2次審査

第1次審査通過者は、プレゼンテーションの実施及びヒアリング等による第2次審査を受けていただきます。

（1）実施日時

令和7年12月25日（木）午後を予定

（集合場所及び事業所ごとの集合時間は該当する事業所に後日別途通知します。）

（2）実施場所

大田区役所 11 階 第5、第6委員会室

（3）提案説明

プレゼンテーションの持ち時間は10分とし、ヒアリングを10分程度予定しています。説明者は、3名を限度として出席可能です。説明は実際に実務を行う常駐予定の者が行ってください。区では、スクリーンは用意しますが、パソコン、プロジェクター他の備品は、必要に応じてご用意願います。

13 審査方法

（1）業務受託者の選定は、別に定める「介護保険料納付勧奨業務委託事業者選定委員会設置要綱」に定める選定委員会が行います。

（2）業務提案における評価の主な項目は次のとおり。

	提案項目	評価項目	評価指標
1	会社概要	企業体力	組織体制、資本規模、業務範囲から判断して信頼性はあるか
2	業務実績	実績及びその活用	電話及び訪問による納付勧奨業務などの受託実績はどの程度か
3	配置予定の業務従事者の経歴、経験、人員配置計画	人材確保	従事者の経験及び勤務シフトの配置人数、業務責任者及び従事者の配置や各業務の一体的な管理運営体制は適切か

4	指導研修体制等	人員体制	従事者の質が確保できるような採用方針、研修体制を保持しているか
5	危機管理体制	危機管理	従事場所でのトラブル対応、受託業者としてトラブル発生時の対応体制は適切か
6	個人情報保護	個人情報保護	個人情報保護について十分な配慮があり、社内規定等が整備されているか
7	業務改善提案	業務効率化への取り組み	業務提案に妥当性があり、活用できるか
8	業務引継ぎ方法	業務水準の維持	他業者への業務引継体制が、介護保険料納付勧奨業務等におけるサービスレベルを維持するに足りるものとなっているか
9	委託見積	委託経費	委託内容と委託経費との比較や人員配置体制等から判断して適正な価格であるか

14 審査結果の通知

選定委員会の審査結果については、令和8年1月9日（金）にプレゼンテーション及びヒアリング実施者全員に文書で通知します。

15 事業候補者決定までのスケジュール

日 程	内 容
11月10日（月）	事業者募集要領を区ホームページに公開、 質問受付開始、応募受付開始
11月17日（月）	質問受付締切
12月1日（月）	応募書類受付締切
12月3日（水）～ 12月12日（金）	書類審査（第一次審査）
12月15日（月）	書類審査（第一次審査）結果通知発送
12月25日（木）	選定委員による面接審査（第二次審査）
令和8年1月9日（金）	選定結果通知発送
1月14日（水）	選定結果を区ホームページで公開

16 その他の留意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合には提案書を無効とし、その提案者を失格とします。

- (2) 提出書類については返却しません。
- (3) 提案書の作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とします。
- (4) 業務の履行に当たり、業務の全部若しくは主要な部分を一括して第三者に委託することはできません。また、業務の一部を再委託することもできません。
- (5) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で選考結果を事後に公表することがあります。

問合せ先

大田区福祉部介護保険課資格・保険料・収納担当
担当 渡部・松本・澤口

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 大田区役所3階

電 話 03-5744-1492

F A X 03-5744-1551